## 令和4年第1回岐阜県議会定例会提出予定議案(追加分)

(令和4年3月9日)

## 議第59号 控訴の提起について

岐阜県警察本部警備部及び各警察署警備課が、被控訴人らの個人情報を 長年にわたって収集及び保有し、民間企業が計画していた風力発電事業に 関連して、大垣警察署警備課の警察官がこれらの情報の一部を当該民間企 業に提供したことにより、人格権としてのプライバシー等が侵害されたと して提起されていた大垣警察市民監視国家賠償請求事件(\*1)について、 令和4年2月21日岐阜地方裁判所において県に対し被控訴人らそれぞ れに55万円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を命ずる判決 の言渡しがあった(\*2)が、この判決には承服できないので、名古屋高 等裁判所に控訴の提起をする。

## \*1 事件の概要

被控訴人ら(原告4名)は、岐阜県警察本部警備部及び各警察署警備課が、被控訴人らの個人情報を長年にわたって収集及び保有し、大垣市上石津町及び不破郡関ケ原町において民間企業が計画していた風車発電機16基を設置する風力発電事業に関連して、大垣警察署警備課の警察官がこれらの情報の一部を当該民間企業に提供したことにより、人格権としてのプライバシー等が侵害されたことを請求原因として、県に対し、被控訴人らそれぞれに110万円の損害賠償金及び当該額に対する利息の支払を求めて提訴したものである。

## \*2 判決の概要

大垣警察署警備課は、被控訴人らの活動により公共の安全や秩序維持に 危害が及ぼされる危険性が生じておらず、被控訴人らの情報を民間企業に 提供する必要性があったとは認め難い状況であったにもかかわらず、被控 訴人らのプライバシー情報を積極的、意図的に当該民間企業に提供し、こ れにより、被控訴人らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されな い自由を侵害したものと認められる。かかる情報提供は、正当な理由に基 づくものであるとはいえず、国家賠償法上違法である。

大垣警察署警備課が民間企業に提供した情報は、収集及び保有の必要性 を否定することができない上、任意の手段により行われたものであること を踏まえると、当該収集及び保有は、国家賠償法上違法とまではいえない。

また、大垣警察署警備課が民間企業から収集及び保有した情報は、当該 民間企業が計画していた風力発電事業に関連する被控訴人らの活動を考 慮すれば、その程度は低いものの、情報収集等を行う必要性があったこと は否定できず、当該収集及び保有は、国家賠償法上違法とまではいえない。

したがって、国家賠償法第1条第1項により、県が被控訴人らに対し賠償すべき損害の額は、慰謝料及び弁護士費用として、それぞれに55万円及び当該額に対する利息が相当である。